

## 社団法人 責任あるまぐろ漁業推進機構 役員退職金規程

第1条 この規程で役員とは、理事及び監事をいう。

第2条 常勤役員の退職金は、退職時における年俸の $\frac{1}{2}$ 分の1額に、当該役員が就任した役職の在職期間に応じ、1年につき2.5の率を乗じた額の合計額とする。

この場合在職期間が1年に満たない場合は、月割りをもって計算し、1ヶ月に満たない日数は1ヶ月に切り上げる。

2 常勤役員には、在職中の功績に応じ、功績慰労金を贈呈できるものとし、その金額については理事会でその都度定める。

第3条 非常勤役員には、在職期間を勘案し、理事会の議を経て記念品若しくは記念品代を贈呈する。

2 非常勤役員には、在職中の功績に応じ、功績慰労金を贈呈できるものとし、その金額については理事会でその都度定める。

第4条 役員退職金支払いのため、役員退職積立金を毎年積立てるものとする。

第5条 死亡の際の退職金は、遺族に支給するものとし、その順位は労働基準法施行規則に定める遺族の補償を受ける者の順位による。

第6条 役員退職金は、原則として退職の日から1ヶ月以内に支給するものとする。

第7条 この規程に定めのない事項については、その都度理事会で決定する。

### 附 則

この規程は、平成12年12月8日から施行する。